

日本学校教育実践学会 会則

会則

第1条（名称）本会は日本学校教育実践学会と称する。当学会の英文名は Japan Association for Research in School Education Practices (JARSEP) と表記する。

第2条（目的）本会は学校教育に関わる実践を基盤とした教育研究を行い、その振興と普及及び会員相互の連携を図ることを目的とする。

第3条（事業）本会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 研究大会及び総会の開催
- 2 学会誌「学校教育実践ジャーナル」の発行
- 3 国内外の関係学術団体との連繋
- 4 その他必要な事業の実施

第4条（事務局）本会の事務局は北海道教育大学旭川校内（旭川市北門町9丁目）に置く。

第5条（事業年度）本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第6条（運営）本会の事業は会費その他をもって運営する。

第7条（会員）本会は正会員、学生会員および賛助会員の3種の会員によって構成される。

- 1 正会員は、本会の趣旨に賛同して入会した個人とし、学会誌の配布を受けるほか、研究大会および学会誌において業績の発表ができる。
- 2 学生会員は、本会の趣旨に賛同する大学および大学院の在学者とし、現職教員は含まない。学会誌の配布を受けるほか、研究大会および学会誌において業績の発表ができる。
- 3 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した団体、個人とし、学会誌の配布を受ける。

第8条（会費）会員は次の会費を納入する。本会の会計年度は4月から翌年3月までとする。

- | | | |
|--------|-------|----------|
| 1 正会員 | 年額 | 3,000 円 |
| 2 学生会員 | 年額 | 1,500 円 |
| 3 賛助会員 | 年額 1口 | 10,000 円 |

第9条（役員）本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 |
| 3 幹事長 | 1名 |
| 4 編集委員長 | 1名 |
| 5 監査員 | 2名 |
| 6 評議員 | 30名程度 |
| 7 顧問 | 若干名 |

第10条（役員の仕事）

- 1 会長は本会の代表として、会務を総括し、評議員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の代行をする。
- 3 役員は本会の重要な会務を審議する。
- 4 幹事長は事務局として、評議員の中から幹事若干名を選び、会務（庶務、会計、名簿管理及び研究大会等）を処理する。

- 5 編集委員長は編集委員若干名を選び、編集委員会を置き、学会誌の編集を総括する。
- 6 監査員は業務および会計を監査し、総会に報告する。
- 7 顧問は本会の計画運営について助言および協力をする。

第11条（役員を選出，任期）

- 1 会長，副会長，監査員は評議員会において選出し，総会の承認を得る。
評議員は正会員より選出する。
幹事長，編集委員長および顧問は会長が選び，委嘱する。
- 2 役員任期は2年とし，再任を妨げない。

第12条（編集委員会）編集委員会は論文審査（査読）委員を委嘱し，投稿論文の審査結果に基づき掲載の可否を決め，学会誌の編集にあたる。

第13条（会議）会議は総会及び評議員会とする。

- 1 総会は毎年1回会長が招集し，役員承認，予算決定，決算承認，会則変更等，本会の運営にかかわる重要事項を議決する。
総会の決定は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 2 評議員会は会長，副会長，幹事長，編集委員長，監査員及び評議員をもって構成し，会長が招集する。評議員会は役員，予算，決算，会則変更等，その他重要な会務を審議する。
顧問は必要に応じて，評議員会に参加し，助言および協力を行う。

附則 この会則は平成28年12月3日から施行する。

附則 平成31年3月18日，一部改訂。